

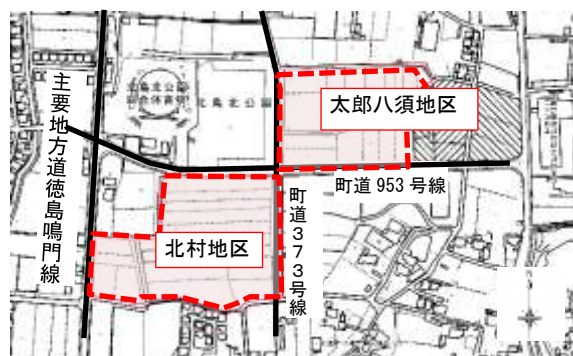
北島町北村地区および北島町太郎八須地区 地区計画（素案） 手続き縦覧の実施について

現在、北島町では、北村字三町地、太郎八須字備後江家地内（以下、北村地区）および、太郎八須字備後江家地内（以下、太郎八須地区）に対し、地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくり計画として、都市計画法に基づく「北島町北村地区地区計画」および「北島町太郎八須地区地区計画」を検討しており、この度「地区計画（素案）」がまとまったところです。

北村地区では「物流施設、環境を悪化させる恐れが少ない工場等、一定規以上の商業施設等」の立地が可能になります。

太郎八須地区には「製造業等の工場」の立地が可能になります。これにより、本町の北部地域の活性化が期待されています。

今回の地区計画は、これに伴い対象地区の建築物等を規制・誘導することで、当地区での周辺環境と調和したまちづくりを目指したものです。



北村地区および太郎八須地区の位置及び区域

つきましては、北島町地区計画等の案の作成手続きに関する条例に基づき、地区計画（素案）の縦覧を下記の要領で実施します。

1. 縦覧の日時

平成30年12月3日（月）～平成30年12月17日（月）
※午前9時～午後5時（ただし、土曜・日曜日、祝日を除く）

2. 縦覧の場所

北島町役場建設課（北島町中村字上地 23-1 2F）

3. 縦覧する地区計画（素案）

種類：地区計画

名称：北島町北村地区地区計画、北島町太郎八須地区地区計画

位置：[北村地区] 北島町北村字三町地、太郎八須字備後江家地内

[太郎八須地区] 北島町太郎八須字備後江家地内

区域：上図に示す区域

4. 意見書の提出

地区計画（素案）について、住民及び利害関係人は、縦覧期間及び縦覧期間満了の日の翌日から1週間の間意見書を提出することができます。

なお、意見書を提出しようとする場合は、住所・氏名・年齢及び案件についての意見をできるだけ具体的に記載した書面を提出してください。

■意見書提出期間：平成30年12月3日（月）～12月25日（火）

■意見書提出先：北島町役場建設課（北島町中村字上地 23-1）

【問い合わせ先】北島町役場建設課 TEL 088-698-9808（担当：稲井、石田）